

## 新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第2章 普通貿易統計	第2章 普通貿易統計
<p>23 資料 普通貿易統計を作成するために使用する資料は、次のとおりとする。 (1)～(7) (省略) (8) <u>その他後記24の統計項目を記載した書類</u></p>	<p>23 資料 普通貿易統計を作成するために使用する資料は、次のとおりとする。 (1)～(7) (同左) (8) <u>普通貿易統計計上郵便物報告表</u></p>
<p>24 統計項目 資料に記載する統計項目は、次のとおりとする。 (1) 申告<u>（申請）</u>番号 (2)～(7) (省略) (8) <u>蔵置場所の所在地を所轄する税関官署等の税関符号</u> (9) (省略) (10) (省略) (11) (省略) (12) (省略) (13) (省略) (14) (省略) (15) (省略) (16) (省略)</p>	<p>24 統計項目 資料に記載する統計項目は、次のとおりとする。 (1) 申告<u>（報告）</u>番号 (2)～(7) (同左) (8) (同左) (9) (同左) (10) (同左) (11) (同左) (12) (同左) (13) (同左) (14) (同左) (15) (同左)</p>
25 統計項目の記載要領	25 統計項目の記載要領

## 新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>前記 24（統計項目）の(1)、(7)、(9)及び<u>(11)</u>から(16)までに掲げる統計項目については、税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）Ⅱ記載要領及び留意事項の関税法関係中「輸出申告書」（C-5010）又は「輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）」（C-5020）に定められた記載要領により記載させる。</p> <p>なお、前記 24 の<u>(11)</u>について、セットとして課税又は免税される貨物が適用される減免税条項符号等が異なるため、その一部が同一統計品目番号により分割して申告される場合において、数量単位が「NO」のときは、金額の最も大きい貨物の数量（NO）のみを記載させ、他の貨物の数量（NO）は「0」と記載させる。再輸出入品（総トン数が 500 トン以上の船舶を除く。）については、数量は KG を記載させる。</p>	<p>前記 24（統計項目）中第 1 号、第 7 号、第 8 号及び第 10 号から第 15 号までに掲げる統計項目については、税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）Ⅱ記載要領及び留意事項の関税法関係中「輸出申告書」（C-5010）又は<u>同中</u>「輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）」（C-5020）に定められた記載要領により記載させる。</p> <p>なお、前記 24 中第 10 号について、セットとして課税又は免税される貨物が適用される減免税条項符号等が異なるため、その一部が同一統計品目番号により分割して申告される場合において、数量単位が「NO」のときは、金額の最も大きい貨物の数量（NO）のみを記載させ、他の貨物の数量（NO）は「0」と記載させる。再輸出入品（総トン数が 500 トン以上の船舶を除く。）については、数量は KG を記載させる。</p>
<p>（積込港符号又は船（取）卸港符号）</p> <p>25-1 積込港符号又は船（取）卸港符号（以下「<u>積卸港符号</u>」という。）は、別紙第 3 の「港符号表」により、次の点に留意して記載させる。</p> <p>（1）次のいずれかに該当する場合には、積卸港符号の記載を省略させる。</p> <p>イ 前記 24 の(8)の蔵置場所の所在地を所轄する税関官署等の税関符号（以下「<u>蔵置税関符号</u>」という。）の上 3 衔と積卸港符号が同一となる場合（蔵置税関符号が 1012（東京税関東京航空貨物出張所）の場合を除く。）</p> <p>ロ 蔵置税関符号が 1012 であり、かつ、積卸港符号が 104（成田国際（空））となる場合</p>	<p>（積込港符号又は船（取）卸港符号）</p> <p>25-1 積込港符号又は船（取）卸港符号（以下「<u>港符号</u>」という。）は、別紙第 3 の「港符号表」により、次の点に留意して記載させる。</p> <p>（1）<u>貨物の積卸港と通関税関官署の所在する港が一致する場合（税関符号の上位 3 けたと港符号が一致する場合をいう。）</u>は、港符号の記載を省略させる。</p> <p>また、東京税関東京航空貨物出張所の通関に係る貨物が成田空港において積卸しされる場合も、港符号の記載を省略させる。</p>

## 新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 貨物が開港の港外等開港の隣接区域で積卸しされる場合は、「不開港」の港符号ではなく、その隣接する開港又は開港港区の港符号を記載させる。</p>	<p>(2) 貨物が開港の港外等開港の隣接区域で積卸しされる場合は、「不開港」の港符号ではなく、その隣接する開港又は開港港区の港符号を記載させる。</p>
<p>この場合において上記(1)のイ又はロに該当するときは、<u>積卸港符号</u>の記載を省略させる。</p>	<p>この場合において前記(1)に該当するときは、<u>港符号</u>の記載を省略させる。</p>
<p>(3) (省略)</p>	<p>(3) (同左)</p>
<p>(4) 貨物が郵便物である場合、保税展示場から輸入される場合又は当該貨物の<u>積込港</u>若しくは<u>船(取)卸港</u>が明らかでない場合は、<u>上記(1)又は(2)</u>の規定にかかわらず、「その他」の港符号を記載させる。</p>	<p>(4) 貨物が郵便物である場合、保税展示場から輸入される場合又は当該貨物の<u>積卸港</u>が明らかでない場合は、<u>前記(1)又は(2)</u>の規定にかかわらず、「その他」の港符号を記載させる。</p>
<p>(注) (省略)</p>	<p>(注) (同左)</p>
<p>(輸出入者符号)</p>	<p>(輸出入者符号)</p>
<p>25-6 輸出者符号又は輸入者符号は、次により記載する。</p>	<p>25-6 輸出者符号又は輸入者符号は、次により記載する。</p>
<p>(1) <u>輸出者又は輸入者が保有する符号の種別に応じ、次のいずれかの符号を記載する。</u></p> <p>イ <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</u>（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号</p>	<p>(1) <u>税関発給コードを取得している輸出者又は輸入者については、当該コード符号を記載する。</u></p>
<p>ロ <u>税関発給コードの発給に係る事務処理要領について</u>（平成20年10月9日財関第1140号）第2(1)に規定する税關輸出入者コード</p>	
<p>ハ <u>(一財)日本貿易関係手続簡易化協会編「日本輸出入者標準コード」に掲載されている日本輸出入者標準コード</u></p>	

## 新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>なお、日本輸出入者標準コードに訂正があった場合は、改訂書が発行された月の翌月から改訂された当該標準コードを使用することができる。</p>	
<p>(2) 上記(1)のイに掲げる法人番号を保有しない外国法人等の輸出者又は輸入者で、上記(1)のロ又はハに掲げる符号を保有する者は、当該保有する符号を記載することができる。</p>	<p>(2) 日本貿易関係手続簡易化協会編「日本輸出入者標準コード」に掲載されている輸出者又は輸入者については、当該コード符号を記載することができる。</p>
<p>(3) 上記(1)のイからハまでに掲げる符号を保有していない輸出者又は輸入者については、「99999」とする。</p>	<p>なお、符号に訂正があった場合は、改訂書が発行された月の翌月から改訂された符号を使用することができる。</p>
<p>(4)～(7) (省略)</p>	<p>(3) 前記(1)及び(2)以外の輸出者又は輸入者については、「99999」とする。</p>
<p>(蔵置場所の所在地を所轄する税関官署等の税関符号)</p> <p>25-7 蔵置税関符号の記載に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>(1) 原則として、輸出入申告等に係る貨物が置かれている場所を所轄する税関官署の税関符号とする。</p> <p>なお、蔵置場所の記載がある場合には、蔵置税関符号の記載を省略させる（蔵置場所の記載については、税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）II記載要領及び留意事項の関税法関係中「輸出申告書」（C-5010）又は「輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）」（C-5020）に定められた記載要領により記載せらる。）。</p>	<p>(4)～(7) (同左)</p>

## 新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
(2) 次のいずれかに該当する場合の蔵置税関符号は、上記(1)の規定にかかわらず次による。	
イ 関税法第76条第1項が適用される郵便物 通関手続が行われた税関官署の税関符号	
ロ 前記22-2（輸出統計上時点の特例）に掲げる洋上輸出される貨物等、上記(1)によることが困難な輸出貨物 輸出申告が行われた税関官署の税関符号	
(再輸出入品識別符号) 25-8 (省略)	(再輸出入品識別符号) 25-7 (同左)
第3章 特殊貿易統計 第1節 金統計	第3章 特殊貿易統計 第1節 金統計
32 統計上時点、資料、統計項目及び統計項目の記載要領 前記22から25-8まで（統計上時点、資料、統計項目及び統計項目の記載要領）の規定は、金統計について準用する。	32 統計上時点、資料、統計項目及び統計項目の記載要領 前記22から25まで（統計上時点、資料、統計項目及び統計項目の記載要領）の規定は、金統計について準用する。